

環境測定サービスのご紹介

ASSREでは作業環境測定業務を行い、その結果を元に局所排気装置など様々な作業環境の改善・向上を提案いたします。

■作業環境測定の概要

特定化学物質(第1類、第2類)と有機溶剤(第1種、第2種)を屋内で製造又は取り扱う事業場では法令で作業環境測定士による測定が義務付けられています。

作業環境測定をおこなうべき作業場		測定		
作業場の種類 (労働安全衛生法施行令第21条)	関連規則	測定の種類	測定回数	記録の保存年数
特定化学物質(第1類物質又は第2類物質)を製造し、または取り扱う屋内作業等	特化則36条	第1類物質または第2類物質の空気中の濃度	6ヶ月以内ごとに1回	3 (特定の物質については30年間)
有機溶剤(第1種有機溶剤又は第2種有機溶剤)を製造し、又は取り扱う屋内作業場	有機則28条	当該有機溶剤の濃度	6ヶ月以内ごとに1回	3

■作業環境測定の評価

作業環境の評価方法は「作業環境評価基準」で定められており第一管理区分、第二管理区分、第三管理区分に分けられます。

管理区分	内容
第一管理区分	当該単位作業場所のほとんど(95%以上)の場所で気中有害物質の濃度の平均が管理濃度を超えない状態であり、作業環境管理が適切とされる状態である。
第二管理区分	当該単位作業場所の気中有害物質の濃度の平均が管理濃度を超えない状態であるが、第一区分に比べ、作業管理の改善の余地があると判断される状態である。
第三管理区分	当該単位作業場所の気中有害物質の濃度の平均が管理濃度を超える状態であり、作業環境管理が適切でないと判断される状態である。

■女性労働基準規則

また平成24年10月1日から「女性労働基準規則」が改正され、妊娠や出産・授乳機能に影響のある26の化学物質について作業環境測定の結果が第三管理区分に該当する場所での女性の就業が禁止されています。

特定化学物質障害予防規則の適用を受けているもの				
1	塩化ビニフェニル(PCB)	15	ベータプロピオラクトン	
2	アクリルアミド	16	ペンタルロルフェノール(PCP)およびそのナトリウム塩	
3	エチルベンゼン	17	マンガン	
4	エチレンイミン	鉛中毒予防規則の適用を受けているもの		
5	エチレンオキシド	18	鉛およびその化合物	
6	カドミウム化合物	有機溶剤中毒予防規則の適用を受けているもの		
7	クロム酸塩	19	エチレングリコールモノエチルエーテル(セロソルブ)	
8	五酸化バナジウム	20	エチレングリコールモノエチルエーテルアセテート(セロソルブアセテート)	
9	水銀及びその無機化合物(硫化水素は除く)	21	エチレングリコールモノメチルエーテル(メチルセロソルブ)	
10	塩化ニッケル(II)(粉状のものに限る)	22	キシレン	
11	スチレン	23	N,N-ジメチルホルムアミド	
12	テトラクロルエチレン(パークロルエチレン)	24	トルエン	
13	トリクロルエチレン	25	二硫化炭素	
14	砒素化合物(アルシンと砒化ガリウムを除く)	26	メタノール	

※カドミウム、クロム、バナジウム、ニッケル、砒素の金属、マンガン化合物は対象外です。